

収集すべき情報の説明資料（マ行）

収集すべき情報の説明資料

（ マ 行 ）

〔 目次 〕

- | | | |
|----------------------|---|-----|
| 1. マリンIBA（マリンアイビーエー） | … | マ-2 |
| 2. 水資源保全地域 | … | マ-4 |
| 3. 身近な自然地域 | … | マ-6 |
| 4. 緑の回廊 | … | マ-8 |

1. マリンIBA（マリンアイビーエー）

（（公財）日本野鳥の会のホームページより抜粋）

概要

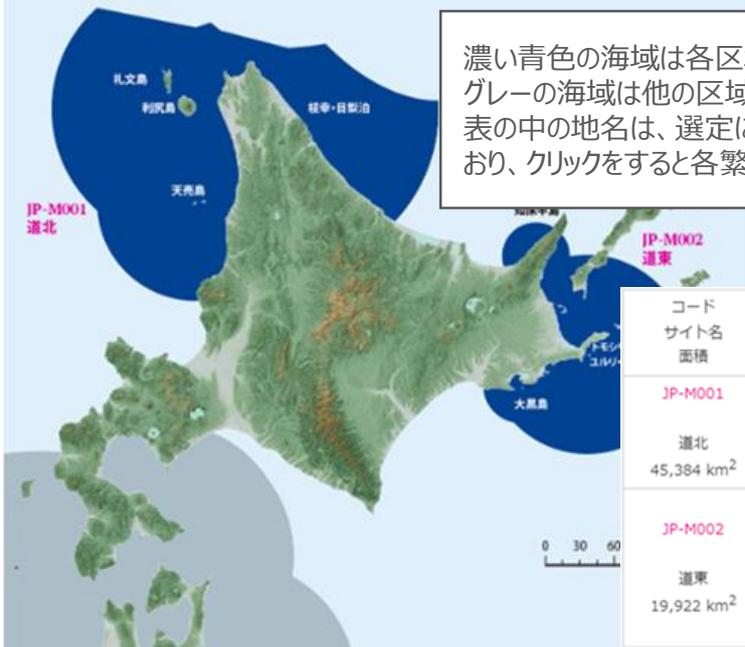
マリンIBA（Marine Important Bird and Biodiversity Areas）とは、海鳥の重要野鳥生息地のことです。海洋における食物連鎖の上位に位置する海鳥を指標とすることで、生物多様性や環境保全において重要な海域を選定しています。

マリンIBAの選定は、海鳥と海洋双方の保全に貢献することを目的としています。日本の27ヶ所の海域をマリンIBAとして指定しています。

1. マリンIBA（マリンアイビーエー）

（（公財）日本野鳥の会及び環境省のホームページより抜粋）

[北海道のマリンIBA]



濃い青色の海域は各区域にあるマリンIBAを示しています。
 グレーの海域は他の区域に情報があるマリンIBAを示しています。
 表の中の地名は、選定に用いられた海鳥の繁殖コロニーがある地域を示しており、クリックをすると各繁殖コロニーがある地域の情報を見ることができます。

コード サイト名 面積	該当地域	選定理由	選定鳥名
JP-M001 道北 45,384 km ²	礼文島 / 利尻島 / 枝幸・目梨泊 / 天売島	A4i	ウトウ、ウミネコ
		A4ii	ウトウ
		A4iii	ウトウ
JP-M002 道東 19,922 km ²	知床半島 / トモシリ・チトモシリ島 / コルリ・モコリ島 / 大黒島	A4i	オオセグロカモメ、ウトウ、コシジロウミツバメ
		A4ii	オオセグロカモメ、ウトウ、コシジロウミツバメ
		A4iii	コシジロウミツバメ

礼文島

環境構成

礼文島（面積81.3km²）は、北海道北部・稚内の西約59kmの日本海上に位置する。標高490mの礼文島から、東側は緩やかに傾斜し、西側は断崖となっている。島の最北のスコトン岬の沖1kmにある海陸島（面積0.2km²）は、昭和40年代まで、コンブ、ウコの漁期にあたる夏季には漁業者が居住していたが、現在は無人島となっている。島の間隔は切り立った崖が続き、ウトウ、ウミウ、オオセグロカモメ、ウミネコなどが繁殖している。島の周辺海域は水産資源に恵まれ、漁業が盛んである。

海鳥の繁殖地の保護指定

- 利尻礼文サロベツ国営公園

繁殖している海鳥

ウトウ、ウミウ、オオセグロカモメ、ウミネコ

海鳥・海洋保全への脅威

- 利尻・礼文・稚内間のフェリーでの観光客の餌付けの影響

保全活動

- 北海道海鳥保全研究会（海鳥モニタリング調査）

[マリンIBA白書 公益財団法人日本野鳥の会（EADAS）]



2. 水資源保全地域

（北海道のホームページより抜粋）

概要

水資源保全地域とは、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域が所在する市町村の長の提案に基づき、道知事が水資源保全地域として指定した地域のことです。（北海道水資源の保全に関する条例第17条第1項）。

水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出

水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利を有している者は、**当該土地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合**には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、知事に**届け出なければならない**。（北海道水資源の保全に関する条例第20条第1項）。

知事は、第20条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。（北海道水資源の保全に関する条例第22条第1項）

2. 水資源保全地域

(北海道及び市町村のホームページより抜粋)

[水資源保全地域指定地番等一覧表]

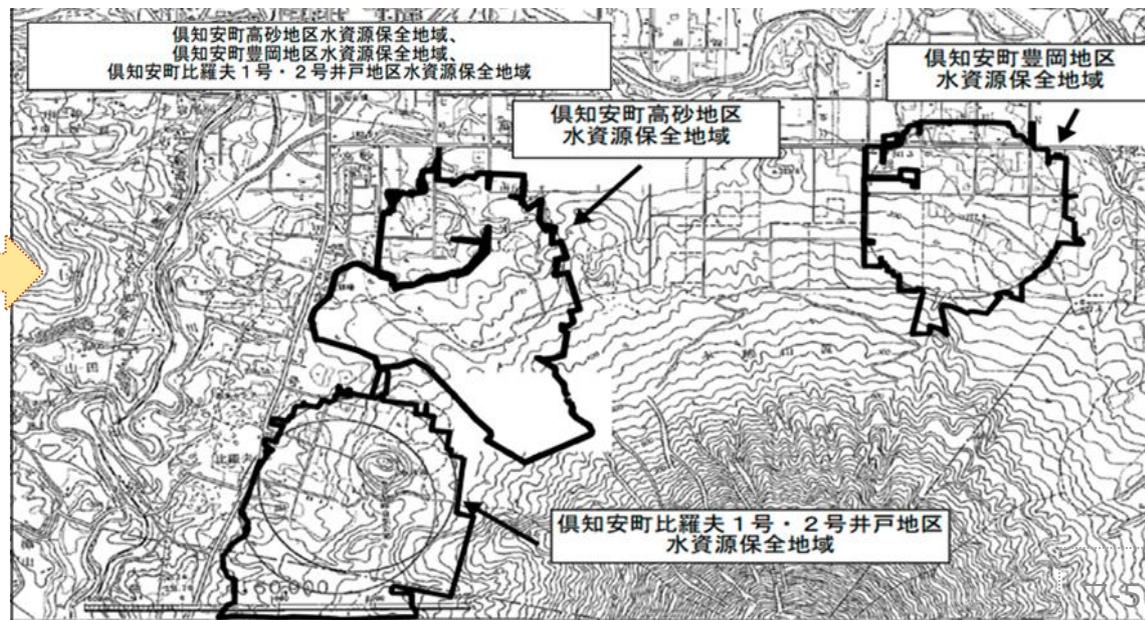
[各市町村HP内の表示]

指定地番等一覧表

振興局名	各振興局が所管する市町村	
	水資源保全地域が所在する市町村	水資源保全地域が所在しない市町村
空知総合振興局	芦別市、歌志内市、上砂川町、沼田町	夕張市、岩見沢市、美瑛市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町
石狩振興局	石狩市、石狩市、当別町	札幌市、江別市、恵庭市、北広島市、新篠津村
後志総合振興局	小樽市、島牧村【後志1】、黒松内【後志2】、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村【後志3】、喜茂別町、京極町、倶知安町【後志4】	寿都町、神恵内町、積丹町、古平町、仁木町



所在する市町村名	町名、字名等	指定の区域	水資源保全地域名
		地番、林(小)班等	
倶知安町	高砂(たかさご)	157番地、159番地1、160番地1、160番地3から4まで、269番地1から2まで、270番地、271番地1、271番地3から4まで、273番地1から2まで、274番地2から5まで、275番地1、275番地3から4まで、280番地、281番地、282番地、283番地1から3まで、284番地、285番地、286番地1から3まで、288番地、289番地1から2まで、290番地1から2まで、291番地1から2まで、292番地1から2まで、292番地4から6まで、292番地8から10まで、293番地、294番地1、294番地3から4まで、295番地1から6まで、296番地1から2まで、297番地、305番地1、305番地4、305番地6、307番地、309番地、310番地1、310番地3、312番5から26まで、314番地1から6まで、315番地、316番地、317番地1から2まで、318番地、319番地、331番地1から3まで、332番地、335番地1、336番地、338番地、340番地、340番地2、342番地1から2まで、343番地1から3まで、344番地1から3まで、346番地1から2まで、347番地1から2まで、349番地、350番地、351番地1から2まで、352番地1から4まで、353番地、354番地2から8まで、355番地、356番地、357番地1から2まで、362番地1から3まで、363番地1から12まで、364番地、365番地1、20298、20300、25242、30252、30261、30262	倶知安町高砂水源地区
高嶺(たかみね)		4番地1から79まで、25番地6から8まで、25番地12から16まで、25番地22から24まで、25番地29から31まで、25番地33から39まで、25番地50から59まで、25番地103から105まで、25番107から113まで、25番地116から136まで、26番地1、27番地1、27番地3から9まで、27番地19から30まで、27番地38から43まで、29番地1、29番地3、31番地1、25219、30221	倶知安町高砂水源地区
		7番地1から57まで、8番地1から18まで、9番地1から5まで、10番地、11番地1から179まで、12番地1から5まで、13番地1から308まで、14番地1から38まで、15番地1から165まで、16番地2、17番地、18番地1から212まで、21番地1から25まで、22番地1から2まで、23番地1から58まで、23番地60から62まで、23番地76から91まで、23番地108から135まで、23番地140から150まで、23番地152から162まで、23番地164から174まで、23番地176から186まで、23番地188から198まで、23番地200から210まで、23番地212から222まで、23番地224から234まで、23番地236から246まで、23番地248から258まで、23番地260から270まで、23番地272から282まで、23番地284から294まで、23番地296から306まで、23番地308から318まで、23番地320から330まで、23番地332から342まで、23番地344から354まで、23番地356から366まで、23番地368から378まで、23番地380から390まで、23番地392から402まで、23番地404から414まで、23番地416から426まで、23番地428から438まで、23番地440から450まで、23番地452から462まで、23番地464から474まで、23番地476から486まで、23番地488から498まで、23番地500から510まで、23番地512から522まで、23番地524から534まで、23番地536から546まで、23番地548から558まで、23番地560から570まで、23番地572から582まで、23番地584から594まで、23番地596から606まで、23番地608から618まで、23番地620から630まで、23番地632から642まで、23番地644から654まで、23番地656から666まで、23番地668から678まで、23番地680から690まで、23番地692から702まで、23番地704から714まで、23番地716から726まで、23番地728から738まで、23番地740から750まで、23番地752から762まで、23番地764から774まで、23番地776から786まで、23番地788から798まで、23番地800から810まで、23番地812から822まで、23番地824から834まで、23番地836から846まで、23番地848から858まで、23番地860から870まで、23番地872から882まで、23番地884から894まで、23番地896から906まで、23番地908から918まで、23番地920から930まで、23番地932から942まで、23番地944から954まで、23番地956から966まで、23番地968から978まで、23番地980から990まで、23番地992から1002まで	倶知安町豊岡水源地区



3. 身近な自然地域

（北海道自然環境保全指針より抜粋）

概要

身近な自然地域とは、都市近郊の樹林地、水辺、原野等居住地域環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっているような自然の地域のことです。

身近な自然地域の考え方

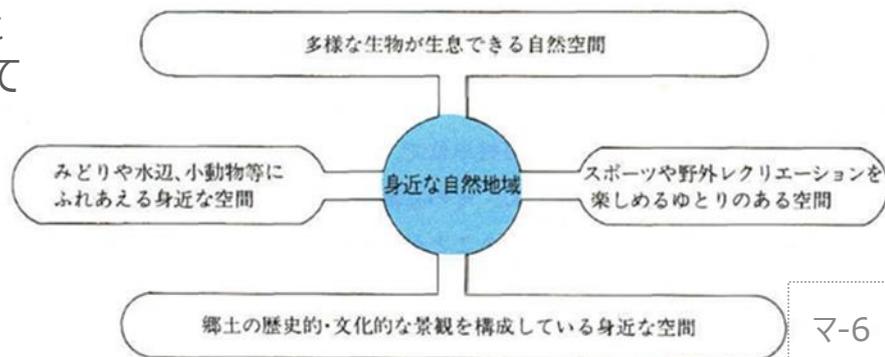
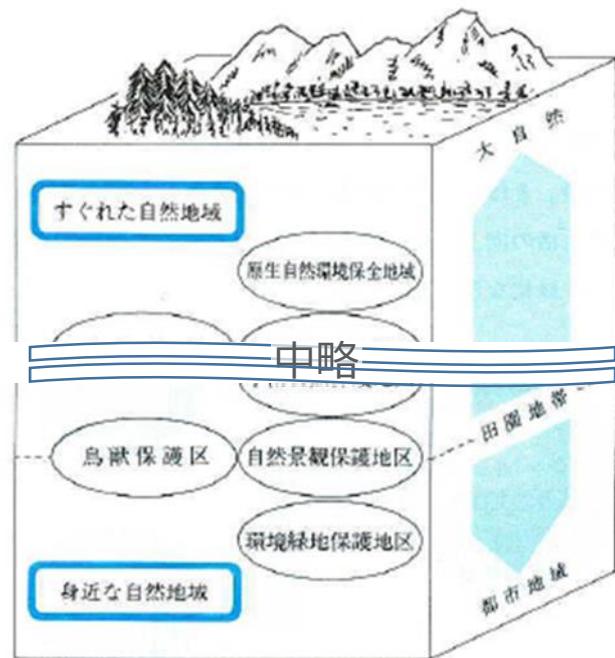
「身近な自然地域」は、日常生活に密接に関連する身のまわりの自然であり、単独で目をひくことは少ないが、全体として地域の風土や生活環境の構成要素として重要な役割をもつものである。

居住地周辺に存在する「身近な自然地域」は、本道に大規模かつ広範に残された「すぐれた自然地域」とともに、高い自然性を誇る本道の自然環境を構成する要素として、また多様な生物が生息できる地域として重要な位置を占めるものである。

「身近な自然地域」は、「すぐれた自然地域」とは異なり、特に自然環境に関する各種データを積み重ねて科学的・客観的に抽出したのではなく、一定の基準の下に、住民の主観的な意識に基づいて道内各市町村により推薦された地域から選定したものである。

「身近な自然地域」は「すぐれた自然地域」のように、保全水準を設定して要素の評価を行うといった性格のものではない。

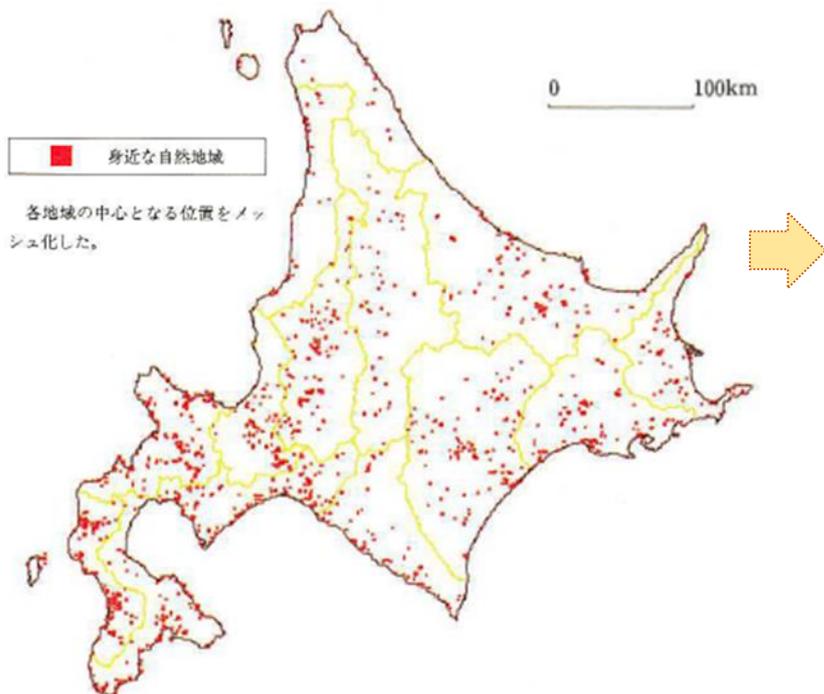
〔既存法令の指定区域を区別したイメージ図〕



3. 身近な自然地域

(北海道自然環境保全指針より抜粋)

[地域トータル図]



[身近な自然地域一覧]

番号	身近な自然地域	市町村名	人口密度	概略面積	距離(km)	立地条件	地域の特性	活用形態	環 線 等	土地所有
1	見晴公園	函館市	1	4	2.0	1	1:2:5	2	0	1
2	市民の森	函館市	1	3	2.0	5	1:2:5	4:5	0	1
3	函館公園	函館市	1	2	0.0	1	2:5	4	0	0
4	五稜郭公園	函館市	1	4	0.0	1	1:2:5	2:6	0	0
5	四稜郭	函館市	1	1	3.0	5	1:2:5	2:6	0	0
6	千代台公園	函館市	1	4	0.0	1	2:5	2:4	0	0
7	旭岡南緑地	函館市	1	2	2.5	5	1:2:4	4:5	0	1
8	赤川水源	函館市	1	5	5.0	7	1:2:4	2:3	0	1
9	新中野ダム	函館市	1	2	10.0	7	1:2:3:4	2:3	0	1
10	トラビスト修道院ポプラ並木	上磯町	2	1	11.0	2	2:5	1:5	1	2
11	茂辺地川 (サケのふる里)	上磯町	2	4	0.5	6	1:3	2	0	1
12	水無川の水源地 (湧水)	上磯町	2	2	6.0	6	1:2	1	0	1
13	釜の仙境	上磯町	2	3	11.0	6	1:2	1	0	0
14	お手作りの湧水	上磯町	2	2	1.5	6	1	4	0	2
15	灯台の聖母トラビスト修道院	上磯町	2	3	11.0	9	2:5	1	0	2
16	松前藩戸切地障屋跡	上磯町	2	4	4.5	9	2:5	3:6	0	1
17	七重浜海水浴場	上磯町	2	2	0.0	8	2	2	0	0
18	飯生遊泳場	上磯町	2	2	0.0	8	2	2	0	0
19	谷好遊泳場	上磯町	2	1	0.0	8	2	2	0	0
20	茂辺地遊泳場	上磯町	2	1	0.0	8	2	2	0	0
21	当別遊泳場	上磯町	2	1	0.0	8	2	2	0	0
22	柳沢スキー場	上磯町	2	3	2.5	5	2	2	0	1
23	茂辺地スキー場	上磯町	2	2	1.0	5	2	2	0	1
24	葛登支脚灯台	上磯町	2	3	9.0	8	2:5	1	0	0
25	舟楽園	上磯町	2	2	9.0	1	2:5	1:6	0	1
26	川田男爵資料館	上磯町	2	1	11.0	9	5	1:6	0	2
27	上磯ダム周辺	上磯町	2	3	6.5	7	1:2	2	0	2
	愛の郷	上磯町	2	4	11.0	5	2	2:3	0	2
		七飯町				1	2:5	3:5	0	2
	林	七飯町				2	1:2:4	5	0	0

表-14 身近な自然地域の圏別箇所数等 (単位 人口:千人 面積:千ha)

圏 域	箇所数(A)	人 口(B)	面 積(C)	市町村数(D)	人口比(B/A)	面積比(C/A)	市町村比(A/D)
道 南	303	583	746	30	1.92	2.46	10.10
道 央	481	3,165	1,745	70	6.58	3.63	6.87
大雪山・日勝	224	941	2,133	43	4.20	9.52	5.21
道 東	299	756	1,910	40	2.53	6.39	7.48
道 北	94	247	1,328	29	2.63	14.13	3.24
全 道 計	1,401	5,692	7,862	212	4.06	5.62	6.61

- 区域詳細の図面は見つかりませんでした
- EADASには、身近な自然地域の記載がありませんでした

(以下省略)

4. 緑の回廊

（林野庁のホームページ及び「緑の回廊」の設定方針より抜粋）

概要

緑の回廊とは、希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図ることとして、国有林野事業により設定されたものです。

緑の回廊では、分断された個体群の保全と個体群の遺伝的多様性の確保、生物多様性を保全するはたらきを発揮させるため、緑の回廊としてはたらきを発揮するのにふさわしい森林については、適切にその維持を図り、森林整備の必要がある場合には、植生の状態に応じて、下層植生を発達させたり、裸地化の抑制を図り、緑の回廊全体として、針葉樹や広葉樹に極端に偏らない樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林施業を実施することとしています。

また、緑の回廊においては、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するため、モニタリングに努め、その結果を緑の回廊の設定及び取扱いに適切に反映させることとしています。

取扱いの方針

緑の回廊については、**原則として林地の開発を行わない**こととする。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、設定趣旨を十分に踏まえ、「着目する野生動植物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや動物の移動経路の確保、事故防止対策などの設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。（「緑の回廊」の設定方針 3（2））

ただし、緑の回廊の設定方針で運用されているため、**法的な根拠をもって規制しているわけではありません。**

